

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成二十三年七月十五日
額面金額百円につき百円
年〇・四一パーセント
平成二十四年一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは

発行日
価格

最低額面金
券行客

用 振 の 法 発 号
等 替 条 律 行 称
法 項 及 の 及
の び 根 ひ
適 そ 挞 記

○財務省告示第二百七十六号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年八月九日

財務大臣 野田佳彦

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

(一) 次の額面金額×100を支払期とし、各支払期間に属する毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とする。前六月間に支払期に属する利子を支払う。前六月間に支払期に属する利息を支払う。前六月間に支払期に属する利息を支払う。

（二）次の額面金額×100を支払期とし、各支払期間に属する毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とする。前六月間に支払期に属する利子を支払う。前六月間に支払期に属する利息を支払う。

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{80}{100} \times 4$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の

発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利益が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ 0.41 \\ \hline 100 \end{array}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日数から発行日までの日数

三六〇

半岁一十六年一月十五日以後の賜金額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額
 $\times \frac{80}{100} \times 4$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
）昭和二十五年法律第七十三号
（第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
ときにはその相続人が、死亡した
受益者を含む。）が、又はそ
の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあ
つては、当該市又は当該市の区
とする。）の区域において、災
害救助法（昭和二十二年法律第

(一) 百十八号による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年七月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
平成二十五年一月十五日か

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{80}{100}$) × 3 + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相

(二) 平成二十四年七月十五日から平成二十五年一月十五日前

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100} \times 2$ + 経過利子に相当する金額) - 受入経過利子に相

此すの金額
平成二十四年一月十五日か
ら平成二十四年七月十五日前
までの間の場合

(三)

額面金額 + 経過利子に相当する金額
の額面金額 - (経過利子に相当する金額)

(四)

十八
元利金支
払場所

日本銀行
本店
の額面金額 - (経過利子に相当する金額)